

# ふたば便り

2012年9月号 (Vol. 122)

旭川事務所：旭川市神楽2条7丁目4-18

札幌事務所：札幌市中央区北2条西2丁目1-5 リージェントビル6F

東京事務所：東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA-28F

<http://www.futaba-tax.co.jp> フリーダイヤル(0120)978-028

## 貸し倒れ処理について

売掛金や未収入金などの売上債権や、取引先・従業員への貸付金などについて、回収不能になったことを理由に、それら債権について「貸倒損失」という経費を計上する貸し倒れ処理をしたところ、後日、税務調査でその処理が否認される、ということがあります。

税務上、その債権を貸し倒れ処理できるかどうかについては、客観的にみて回収できないことを証明する必要があり、以下のように一定の要件があります。

分類	要件	注意点
法律上の貸し倒れ	<ul style="list-style-type: none"><li>会社更生法や民事再生法などにより債権の切り捨てがあった</li><li>債権者集会などによる私的整理で合理的な基準にもとづく債権の切り捨てがあった</li><li>債務超過の状態が相当期間続いている相手先に対し書面で債権放棄をした</li></ul>	債権放棄については、相手先が相当期間債務超過の状態であることが必要で、安易な債権放棄は相手先への寄付ととられる可能性がある
事実上の貸し倒れ	相手先の資産状況や支払能力などからみて債権の全額が回収できないことが明らかになった	<ul style="list-style-type: none"><li>担保物がある場合にはそれを処分したあとでなければ貸し倒れ処理できない</li><li>債権の一部ではなく全額が回収不能であることを証明しなければならない</li></ul>
形式上の貸し倒れ	<ul style="list-style-type: none"><li>継続的に行われていた取引を停止してから1年以上経過してもなお返済がない</li><li>相手先が遠方のため回収に必要な費用（旅費など）が債権額を上回ってしまう場合で督促しても返済がない</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>対象は売掛金などの営業債権のみで貸付金などは対象にならない</li><li>貸し倒れ処理するには債権の備忘価額を残すことが必要</li></ul>

上記のどれかに該当すれば貸し倒れ処理が認められますが、特に「事実上の貸し倒れ」などは債権の全額が回収できないことを客観的に証明することが難しく、税務上はよく問題になるところです。

回収のために努力した記録（電話やFAX、郵便物のやりとりなどの記録）や相手先の財務状況や支払能力を説明できる資料など、できるだけ客観的な証拠を残すようにすることがポイントです。

9月に入っても北海道はまだ暑く、温暖化の影響を感じざるを得ない今日この頃です。私がかつてのころはエアコンがついてる家はそれほどなかったと思いますが、いまや必需品で、エアコンなしでは屋内で熱中症になってしまう恐れがあります！ という大義名分で、節電が叫ばれる中でもエアコンを強めにする暑がりな私です。 俊

